

田布施中学校部活動ガイドライン

① 趣 旨

○本方針は、スポーツ庁が示す「運動・文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び、山口県および田布施町が示す「運動・文化部活動の在り方に関する方針」に基づき、中学校の部活動を対象とし、生徒にとって望ましい実施環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目に応じた多様な形で最適に実施されることをめざす。

- ・知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、心身をバランスよく成長させながら学校生活を送ることができるようにすること
- ・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと
- ・学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること

② 内 容

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| 1 適切な運営のための体制整備 | 3 適切な休日等の設定 |
| (1) 運動部活動の方針の策定等 | 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備 |
| (2) 指導・運営に係る体制の構築 | (1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置 |
| 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進 | (2) 地域との連携等 |
| (1) 適切な指導の実施 | 5 学校等で参加する大会等の見直し |
| (2) 運動部活動用指導手引の活用 | |

③ 中学校としての取り組み（具体例）

○部活動の実施にあたり、生徒の心身の健康管理のために、以下のように休養日等を設定する。

【休養日について】

- 1 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。
 - ・平日は水曜日のノ一部活デーを設ける。
 - ・週休日（土日）は少なくとも1日を休養日とする。第3日曜日は家庭の日なので、活動を控えるほうがよい。
なお、大会等により休養日を確保できなかった場合は、他の日に振り替える。平日にとる場合は、朝練習も中止し、完全休養とする。
 - ・一ヶ月間土日に休みがないような計画は立てない。
- 2 長期休業中の休養日の設定についても、「1」に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- 3 テスト週間は生徒が試験のための勉強をする時間であるので、部活動の休養とは別で考える。テスト週間の土日は、週休日の休日にカウントしない。

【活動時間】

- 1 1日の活動時間
 - ・学期中の平日では下校時刻まで。
 - ・週休日（祝日等を含む）及び長期休業中は3時間程度
できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

下校時刻は以下のとおりである。

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| ① 3月1日から秋季新人県体まで18：00 | ④ 3学期始業から1月末まで17：15 |
| ② 新人県体以降文化祭まで17：30 | ⑤ 2月1日から2月末まで17：30 |
| ③ 文化祭以降12月末まで17：00 | |

2 部活動の延長について

- ・ 田布施中学校では、大会の3週間前から、総下校時刻より1時間以内の範囲で練習時間を延長できる。

その際、以下の点に留意する。

- ①顧問が必ず指導につく。
- ②事前に練習の終了時刻等を生徒・保護者に明確に伝えておく。
- ③原則として、保護者に迎えに来てもらうための電話は使用しない。
- ④防犯上の理由により、女子生徒の日没以降の下校については、保護者の迎えを原則とする。
(延長練習終了後の待機場所は、第二駐車場ではなく、正門前の駐車場を利用する。)

④ 活動状況の把握方法について

- ・ 田布施町教育委員会の「設置する学校に係る部活動の方針」に則り、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定
- ・ 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画を作成
- ・ 校内で策定した活動方針及び活動計画を学校のホームページへの掲載等により公表
- ・ 管理職による部活動従事報告書の確認
- ・ 部活動担当による月頭の部活動計画表の確認